

令和6年 第7回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和6年7月25日(木) 15時00分から15時30分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202 会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	福澤 邦夫	○
3	岡村 宏一	○	4	森山 松年	○
5	日下部 好克	○	6	関根 武男	○
7	深井 一郎	○	8	川田 美千代	—
9	飯塚 信利	○	10	島村 重昭	—
11	齋藤 幸江	○	12	中野 松夫	○
13	岩本 勝正	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	相続税の納税猶予に係る適格者証明について
日程第5	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第6	3条許可申請に向けた営農計画書の審査について
	報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	小川 英一郎
	産業観光課主幹	鈴木 功
	農地調整担当専門員	成田 雅彦
	農地調整担当主事	益子 智渚
	農地調整担当主事	杉本 花英

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。

総会につきましては効率よく進めたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の出席委員は、12 名でございます。欠席委員は、2 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 7 回農業委員会総会を開会いたします。

日程第 1 の議事録署名委員の指名についてですが、「2 番 福澤邦夫委員」と「4 番 森山松年委員」を指名します。

(会長)

続きまして、日程第 2・議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。今月は 2 件案件がございます。それでは 1 件目の案件について事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、御説明いたします。

申請地は■■■地内の畑 7 筆と、■■■■地内の畑 2 筆で、面積は合計 3,710 m²でございます。譲受人は宮代町内にお住まいの方です。譲渡人は東京都にお住まいの方です。権利の移転形態は「所有権移転」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御参照ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。譲受人は、令和元年 12 月に宮代町農業担い手塾を卒塾した後、当農業委員会において就農認定され、令和 2 年 1 月より就農した新規就農者です。現在、■■■地内及び■■■■地内で営農しています。譲受人は、就農して以来、地域の農家からの働き掛けもあって計画的に耕作農地の拡大を図ってきましたが、トラクターなどの農業機械の保管場所や収穫した野菜の荷捌き場所としての拠点がないことが大きな課題となっていました。現在の耕作地に近いところで、「何とか営農拠点を確保して経営の安定化を図りたい」という強い希望もあり、地元農家の方とのコミュニケーションを図っていく中で、営農拠点の確保について相談をしたところ、今回の土地について紹介されました。譲受人が譲渡人と話をしたところ、今回の申請地の他に、譲渡人の父親が生前居住していた農家住宅も一緒に譲ってもらえることになり、譲受人の希望と合致したことから、農地の部分について今回申請するに至ったとのことです。

農地を耕作農地として譲り受けることから、本件は「農地法第3条の規定に基づく許可申請」に該当いたします。

申請地の位置ですが、「案内図」を御覧ください。8筆中1筆が■■■■■■■の北西側に、他の7筆が■■■■■■■の北西及び■■■■■■■の北側に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。

現況写真はこちらです。譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、「枝豆」や「ブロッコリー」、「人参」などの野菜を作付けする計画となっております。申請地の現況につきましては、以上です。

次に、譲受人の現在の耕作状況について御確認頂きます。譲受人の経営農地は、宮代町内に25筆、総面積は11,276㎡になります。事前に事務局において耕作農地の全てについて調査を行い、現況を確認しておりますが、皆さまにも現在の耕作状況について御確認していただきます。

(現状の確認)

経営農地についてですが、一部砂利が敷かれている場所がございます。こちらの農地については、譲受人が令和3年から利用権設定で借り受けておりますが、譲受人が借り受ける以前から砂利が敷かれている場所であることが当時の航空写真により確認が取れています。譲受人に現在の耕作状況について聞き取りを行ったところ、譲受人は、奥の農地で耕作を行っているとのことでした。

譲受人の耕作地の説明は、以上となります。

最後に、農地法第3条第2項に基づく「判断基準4点」と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。

今回の譲受人について、農業機械や労働力・技術が十分であるかどうかの視点で判断する必要があります。申請書においては「トラクター」、「管理機」、「野菜苗の移植機」、「野菜洗浄機」、「軽トラック」、「刈払機」を各1台ずつ所有しており、本人が耕作する旨の記載がありました。

2点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは「譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要がある」というもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、申請書には年間330日従事と記載されておりました。

3点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4点目は、「地域との調和要件」でございます。譲受人は、多面的機能支払交

付金を活用した共同活動を行っている「■■■■■■■■■■」に構成メンバーとして加入し、地域活動に協力して参加しており、この要件につきましても、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしくお願いします。

(会長)

それでは1件目の案件について御審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

本日、事務局の方と■■■会長と共に、現地を確認して参りました。特に問題ないかと思います。よろしくお願いいたします。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか？

ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」とことといたします。

続きまして、2件目の案件について事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、2件目の案件について御説明いたします。

申請地は■■■地内の畑1筆で、面積は419㎡でございます。譲受人、譲渡人ともに宮代町内にお住まいの方です。権利の移転形態は、「所有権移転」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御参照ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。申請地の後ろ側の農地である■■■■■■■■■が譲受人の所有地であるため、以前から譲受人が耕作しています。今回申請地である■■■■■■■■■も利用して一体的に管理をしていく希望があり、譲渡人と話し合いを行った結果、所有権を移転することになったため、今回申請に至ったものです。

農地を耕作農地として譲り渡すことから、本件は「農地法第3条の規定に基づく許可申請」に該当いたします。

申請地の位置ですが、「案内図」を御覧ください。■■■■■■■■■■の北東側に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。

現況写真はこちらです。譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、「ブルーベリー」や「トマト」、「ナス」、「きゅうり」などの野菜を作付けする計画となっております。申請地の現況につきましては、以上です。

次に、譲受人の耕作状況について御確認頂きます。譲受人の経営農地は、宮代町内に4筆、総面積は2,209 m²になります。事前に事務局において、耕作農地の全てについて調査を行い、現況を確認しておりますが、皆さまにも現在の耕作状況について、御確認していただきます。

(現状の確認)

経営農地の一部に建っている小屋については本人に聞き取りを行ったところ、農業用倉庫ということでした。譲受人の耕作地の説明は以上となります。

最後に、農地法第3条第2項に基づく「判断基準4点」と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。

今回の譲受人について、農業機械や労働力・技術が十分であるかどうかの視点で判断する必要があります。申請書においては「トラクター」を1台所有しており、本人と世帯員が耕作する旨の記載がありました。

2点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、申請書には本人が年間180日、世帯員が年間30日従事と記載されておりました。

3点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

それではこの件について御審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

先程、事務局の方、■■■会長と現場を確認して参りました。特に問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか？

(■番 ■■委員)

地元委員です。この方からは事前に説明を受けておりました。特に問題ないと思いますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか？

ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」とことといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、御説明いたします。

申請地は、■■■地内の田1筆で、面積は377㎡でございます。譲受人、譲渡人ともに宮代町内にお住まいの方で、譲渡人は譲受人の妻に当たります。転用目的は「自己用住宅」です。権利の移転形態は、「使用貸借権の設定」となります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御参照ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。譲受人は現在、今回申請地に隣接している■■■■■■■■■■に居住していますが、埼玉県道路整備事業のため、現在の居住地の一部が収用されることになったため、立ち退きをするようになりました。新しい住宅の建築先を検討するにあたり、隣接している農地が譲渡人の農地であったため、双方で話し合いを行った結果、本申請地に新居を構えることになり、今回の申請に至ったとのことでした。

申請地の位置については、「案内図」を御覧ください。■■■■■■■■■■の東側に位置しています。公図で見ますと、このような形になります。

続きまして、「土地利用計画図」を御覧ください。

農地や道路と隣接する部分については被害防除策として、コンクリートブロックを設置する予定です。

また、現在の居住地である、■■■■■■■■■■に関しては、道路の拡幅部分以外はカーポートとして一体利用する予定です。排水については合併浄化槽を経由し、農業用水路に放流する予定です。現況については、こちらの写真のとおりです。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は「第1種農地」に区分されます。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしくお願いします。

(会長)

それではこの件について御審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

先程、事務局の方、■■■会長と現地を確認して参りました。特に問題ないと考えます。御審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか？

ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」といたします。

(会長)

続きまして、日程第4・議案第18号「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を上程いたします。それでは事務局説明願います。

(事務局)

それでは御説明いたします。審議に入ります前に、議案となっている相続税の納税猶予に係る適格者証明について御説明いたします。今回の審議は、これから相続税の納税猶予を受けようとする農地に係る審議となります。新たに納税猶予を受けようとする者は、「被相続人要件」、「農業相続人要件」、「特例農地等要件」、「猶予相続税額及び利子税額に見合う担保の提供」、「相続税申告書の提出期限」の5つの要件を満たす必要があります。

皆様には、要件の1つである「農業相続人要件」について御審議いただきます。これは、「相続税納税猶予を受けようとする農業相続人は、農業経営を行っており、今後も引き続き農業経営を行うと認められる必要がある」というものです。対象となる農地の現況を御確認いただき、今後も引き続き農業経営を行うかを判断していただきます。

それでは、御説明いたします。詳細はお手元の議案書及びモニターを御覧ください。相続人は、宮代町内にお住まいの方です。相続開始は令和6年4月29日となっております。相続税納税猶予を受けようとする農地は全部で4筆あり、面積は4,671㎡となっております。対象地の位置はモニターの通りです。事務局が現場を確認し、写真を撮影して参りましたので、御確認お願いいたします。

<現況の確認>

対象地の一部に設置されているコンテナは、本人に聞き取りを行ったところ、農業用資材が入っているとのことでした。また、植えてある木についても聞き取りを行ったところ、銀杏とスモモを育てているとのことでした。事務局でも現場を調査し、確かに育てていることを確認しています。

以上で説明を終了します。御審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

それではこの件について御審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

先程、■■会長と事務局の方と現地を確認して参りました。異常ないと思います。御審議の程よろしく願いいたします。

他に御意見ありますでしょうか？

＜全員挙手＞

「挙手全員」ということで、この件については「相続税の納税猶予に係る適格者として認める」ことといたします。

続きまして、日程第５・議案第１９号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を上程いたします。それでは事務局説明お願い申し上げます。

それでは御説明いたします。

本案件であります「農用地利用集積等促進計画」とは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づくもので、同法の第18条第3項の規定により、「農地中間管理機構がこの促進計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴く」となっております。

農地中間管理事業の農地の貸し借りを簡単に申し上げますと、まず、利用権設定の制度の下で、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている「公益社団法人埼玉県農林公社」が、農地所有者から農地を借り受けます。

次に、埼玉県農林公社が農地所有者から借り受けたその農地を、借受希望者へ転貸することを定めるのが、この「農用地利用集積等促進計画」になります。

今回、転貸する農地の借受希望者は、お手元の議案書左側の「賃借権の設定等を受ける者」欄に記載のある法人です。

なお、今回の議案では、すでに埼玉県農林公社が借り受け済みとなっている農地であり、埼玉県農林公社から、先に転貸で借り受けていた法人「■■■■■」が農地を返還したため、新たに借り受け希望のあった法人「■■■■■」に、その農地を転貸するものとなります。

ここで、新たな借受者である「■■■■■■■■■■」について御説明いたします。「■■■■■■■■■■」は、前借受者である「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」同様、冠婚葬祭業を営む「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」のグループ会社とし

て平成３１年４月に設立された法人です。この度、グループ会社の組織及び業務内容の見直し等に伴いまして、農地の借受主体を変更することとなり、「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」に代わって「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」が農業生産を行っていくこととなったとのことです。

次に、転貸する農地の場所については、お手元の資料又はモニターを御覧ください。赤色で塗られた農地が、今回、転貸する農地です。全 16 筆合わせて、10,504 m²です。

次に、当農業委員会がこの促進計画案を承認した場合のその後の流れについて御説明します。

宮代町農業委員会会長名で宮代町長へ意見書を提出するとともに、宮代町から埼玉県農地中間管理機構へこの促進計画案と意見書の写しを添えて送付し、その後、埼玉県農地中間管理機構内での協議・決定を経て、埼玉県知事が認可・公告を行い、借受希望者に転貸されることになります。

農用地利用集積等促進計画（案）の説明については、以上となります。御審議の程よろしく願います。

(会長)

それではこの件について御審議お願い申し上げます。

(会長)

御意見ないようでございます。それではこの件について、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

＜全員挙手＞

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第6「3条許可に伴う営農計画書の審査」について事務局説明願います。

(事務局)

それでは御説明いたします。

宮代町では、令和6年4月から経営面積が 20a 未満の方が農地を取得する際

には、3条許可申請を行う前に、営農計画書を提出していただき、まずは営農計画書の審査を受けてから、3条許可の申請をする仕組みに変更しました。

この度、経営面積が20aに満たない方から、営農計画書の提出がありましたので、皆様には内容を御確認いただき、御質問や御意見がある場合は、お配りしている質問票に記載の上、7月中に提出してください。

なお、営農計画書につきましては、3条許可申請の審議をする前に、皆様からいただいた質問を、事務局から回答した上で審議をしていただきますので、今回は提出のあった営農計画書の概要を御説明するのみとなります。

それでは、審議いただく営農計画書の内容について簡単に御説明いたします。

今回営農計画書を提出されたのは、川口市にお住まいの方です。申請者はパキスタン出身で、日本には40年程在住しております。インターネットの不動産仲介サイトで、申請予定地が掲載されているのを見て、本格的に農業を始めたいと考え、農地の取得に向けて今回営農計画書を提出されました。

申請人の農業経験については、実家の手伝いを5年、家庭菜園を15年経験しているとのこと。申請地の位置については、お手元の資料及びモニターを御覧ください。■■■■及び■■■地内の10筆で合計面積は3,995㎡になります。

次に、作付けの内容について御説明いたします。作付け予定の作物は、「チョンサ種のマンゴー」と「バスマティ米」になります。どちらもパキスタン原産の作物とのこと。農機具の保有状況については、「トラクター」、「田植え機」、「ハンディー耕運機」を保有しているとのこと。年間作業日数については、「バスマティ米」に242日、「マンゴー」に150日を要する計画になっています。3条許可の要件の一つの農作業常時従事要件に必要な年間作業日数150日を満たす計画になっています。

最後に、申請予定地の現況について御覧ください。現況については、一部の田んぼを除き、耕作放棄地となっていますが、トラクターや、ユンボを借りて申請者自身で整地する予定とのこと。

なお、営農計画書につきましては、事前に事務局の方で審査を行った上で、申請者に対し、補正指示や疑義照会を行っています。補正指示や疑義照会の内容及び、それに対する申請者の回答につきましては、お配りした資料の通りです。

説明は以上でございます。

(会長)

こちらの件に関しては、今回は採決をするということではなく、事前の説明を聞いて、皆さんからいただいた質問の回答を事務局で作成した上で審議を行い、可能であれば3条許可をするという流れになります。農地法の下限面積が

撤廃され、この運用方針となりましたが、今回初めて営農計画書の提出があったとのこと。慎重に御審議いただければと思います。

申請予定地の現況については、かなり耕作放棄地となっており、どうにもならない場所ですので、やってくれる人がいるのであればいいような気もしますが、多角的な観点から見る必要がありますので、御協力よろしく願いいたします。

意見がある場合は7月末までに事務局に質問票の提出をお願いします。

この件について、今の時点で何か御質問がある方はいらっしゃいますか？

(■番 ■■委員)

「バスマティ米」を作付予定とありますが、「バスマティ米」とは何ですか？
飼料用ですか？主食ですか？

(■番 ■■委員)

インディカ米のような細長い米で、カレーと食べるような米だと思います。

(会長)

他にありますでしょうか。

(■番 ■■委員)

申請書の年間耕作日数が「392日」となっていますが、誤りではないですか？

(事務局)

おそらく、チョンサ種マンゴーに要する日数とバスマティ米に要する日数を足してしまったのだと思われます。申請者に補正を指示します。

(会長)

他にありますでしょうか。

(■番 ■■委員)

この方は川口市にお住まいとのことですが、そこから通うのですか？

(事務局)

はい、通うと聞いています。

(会長)

他にありますでしょうか。

(■番 ■■委員)

ここでマンゴーを育てるのは、ちょっと難しいのではないですか？

パキスタンと日本では、冬の温度が違うので、どう対応する予定なのでしょうか。

(会長)

もしかしたら温室を用意する必要があるかもしれませんね。

(事務局)

今回の申請者に聞いた話によると、日本とパキスタンの気候がそこまで変わらないため、育てられると思っているとのことでした。

(■番 ■■委員)

■■のところにも果樹を育てている人がいますが、出来ない時もあるって、結構難しそうだと思います。

(■番 ■■委員)

その方はビニールハウスを二重にして、その中に暖房設備もつけているそうです。そこまでしてやっとそのレベルなので、かなり厳しいと思います。

(会長)

マンゴーなどの果樹は、設備投資にお金がかかるということですね。

(事務局)

他にもなにか御意見あれば、質問票を御提出いただければ、申請者に確認しますので、よろしくお願いします。

(会長)

この件については、引き続き事務局の方で慎重に調整をお願いします。

(会長)

続きまして、日程第7「報告事項」について、事務局報告お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、今回の報告事項について御説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が7月10日となっておりました。10日までに5条届出が4件ございましたことを御報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。御了承ください。

以上をもちまして、令和6年第7回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

令和6年7月25日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____